

岩倉市
感染症対策設備導入支援事業補助金
申請マニュアル



令和3年6月版
岩倉市

第 I 部 申請の要件、対象となる設備等及び補助額

1 対象となる者

本補助金の対象となる者は、次の（１）から（４）までの要件をすべて満たしている事業者です。

（１）市内に事務所または事業所（以下「事業所等」という。）を有すること

本補助金を申請する者は、岩倉市内に実態の伴う事業所等の所在があることが必要です。

（２）以下に定めるところによる中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）であること

- 1 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者
- 2 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者

○次のものは中小企業基本法の定義範囲に該当しないため、本補助金の対象外となります。

社会福祉法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）

（３）市税等の滞納がないこと。

（４）愛知県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PR ステッカー及びポスターを掲示している事業者であること

○「安全・安心宣言施設」とは

新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出た施設に対して、愛知県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援する事業。

※詳細は、愛知県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

2 対象となる設備等の経費

新型コロナウイルス感染拡大防止に必要となる設備等の導入に係る次の経費とします。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きます。

(補助対象経費)

- ア 換気機能を備えた空調設備（空気清浄機、サーキュレーター等）及び換気扇の導入費
- イ 換気能力の向上を図るための窓及び扉の導入費（改良費も含む）
※新設だけでなく、既存の窓や扉のサッシの改良を行い、空間の換気能力の向上を図った場合も補助対象
- ウ 非接触型の自動ドアの導入費
- エ 非接触型の給排水設備（トイレ、キッチン、従業員手洗い場等）の導入費
- オ 手指消毒スプレー用スタンドの導入費
- カ 飛沫防止の遮蔽用衝立及びカーテン等の導入費
- キ キャッシュレスレジの導入費（1台分のみ）
- ク 体温を測定するサーモカメラの導入費（1台分のみ）
- ケ CO₂（二酸化炭素）濃度計の導入費（1台分のみ）

※原則、事業所等に固着する設備等を対象としますが、ア（空気清浄機、サーキュレーター等）、オ～ケについては移動が可能な設備等も対象となります。

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに導入したもの（発注・納品・支払いまですべて完了したもの）が対象となります。

※設備等の取付けや改修等にかかる施工業者は、市内に事業所等を有する中小企業等に限ります。

※設備等は、環境負荷の低いエコ商品を推奨しています。

3 補助金額

一事業者あたり上限額50万円

※ 補助率3/4

※ 千円未満は切り捨てとします。

※ 上限額50万円までは、2回まで申請ができます。

第Ⅱ部 申請の手続き及び注意事項

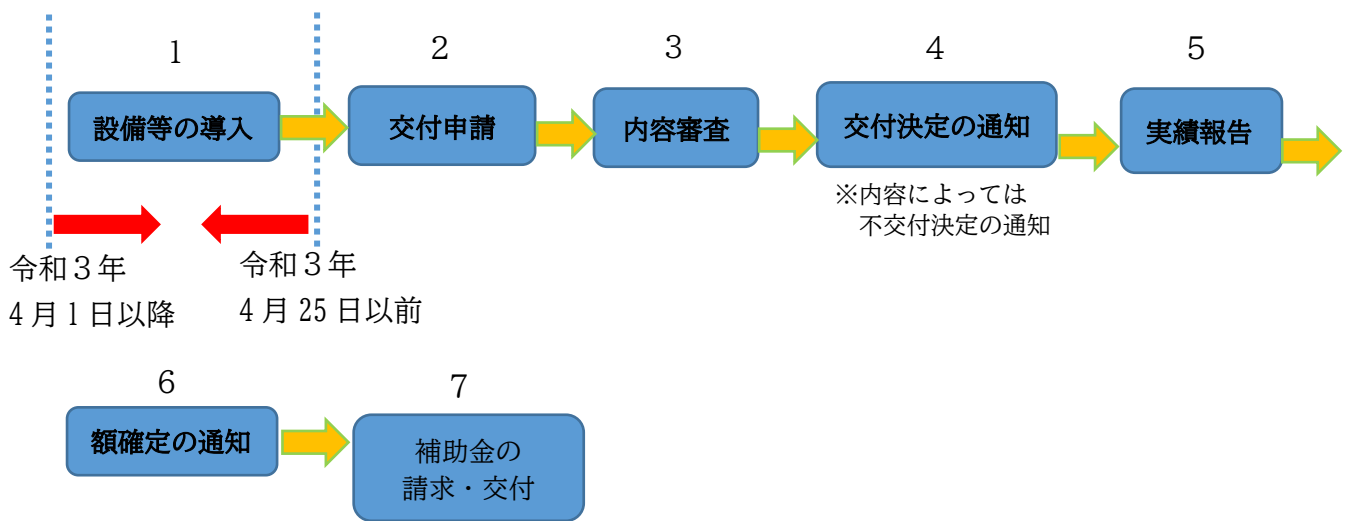
1 申請手続きの流れ

本補助金の申請手続きは、以下の2通り（ア事後申請 イ事前申請）の流れとなります。その他の流れでは申請できません。

ア 事後申請

令和3年4月1日（木）から4月25日（日）までに設備等の導入を行った場合

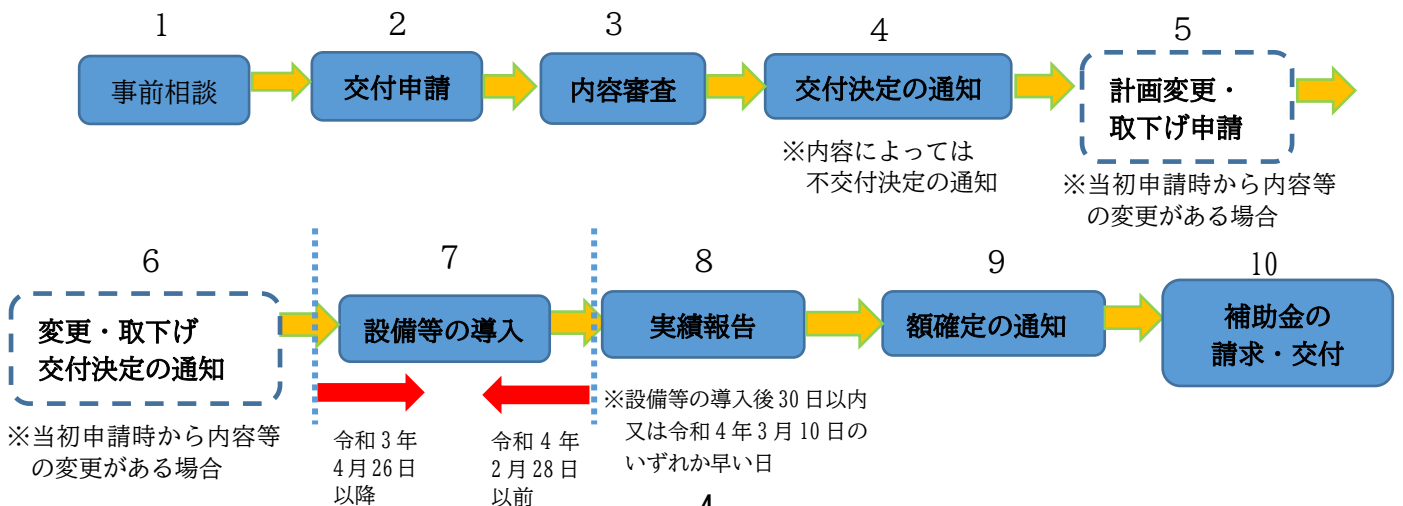
※設備等の導入とは、対象設備等の発注・納品・支払いのすべてが完了した状態を指します。



イ 事前申請

令和3年4月26日（月）から令和4年2月28日（月）までに設備等の導入を行う場合

※設備等の導入とは、対象設備等の発注・納品・支払いのすべてが完了した状態を指します。



2 交付申請受付期限

令和3年4月26日（月）から令和4年2月28日（月）まで

3 申請の手続き

本補助金の交付を受けようとする事業者は、申請に必要な書類を提出するとともに、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、交付決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 交付申請時（●）、実績報告時（■）及び実績報告後（▲）に必要な書類

●交付申請時に必要な書類（以下のア～クの書類が必要）

ア 交付申請書（様式第1）

イ 誓約書兼同意書（様式第2）

ウ 事業計画書（様式第3）

エ 愛知県の「安全・安心宣言施設」の掲示が分かる書類（PRステッカーとポスターを掲示している写真等）

オ 事業所の所在地が市内にあることが分かる書類（法人の登記簿謄本、確定申告書、個人が営む事業の開業届、食品衛生許可証の写し等）

カ 経費が分かる書類（見積書又は領収書の写し等）

※対象設備等の種類が複数の場合、設備等の種類ごとに内訳経費が分かるものを提出してください。

キ 導入した設備等の概要資料（カタログ、概要パンフレット等）

ク その他市長が必要と認める書類

※交付決定金額の変更や軽微なものを除く内容変更があった場合（対象設備等の新たな追加など）は、計画変更・取下げ申請書（様式第5）の提出が必要となり、あらかじめ承認を受ける必要がありますので、当初の計画内容から変更が生じる場合は必ず設備等の導入前にご相談ください。

■実績報告時に必要な書類（以下のサ～スの書類が必要）

サ 実績報告書（様式第8）

シ 設備等の導入をしたことが分かる書類（設備等の設置場所が分かる図面及び導入後の写真）

ス 経費の支払を証する書類（領収書の写し又は振込明細書等）

※対象設備等の種類が複数の場合、設備等の種類ごとに内訳経費が分かるものを提出してください。

また、実績報告書の提出は、設備等の導入完了後30日以内又は令和4年3月10日（木）のいずれか早い期日までに提出してください。

▲実績報告後に必要な書類（以下のタ、チの書類を提出）

タ 請求書（様式第10）

チ 通帳やキャッシュカードの写し等振込先口座が分かる書類

※市からの確定通知書（様式第9）が届き次第、速やかに提出してください。

5 申請方法

交付申請書提出期限：令和4年2月28日（月）まで

電話または窓口での事前相談を踏まえ、郵送又は持参により提出してください。

※書類の提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。一度提出された書類は返却できません。

※申請要件や申請時の必要書類が揃っているか確認の上、提出してください。

※内容確認や書類不備等の連絡を、商工農政課からさせていただく場合がありますので、必ず日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

※内容確認の結果、補助対象とならない可能性もございますので、ご了承ください。

※原則、設備等の導入前に申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

※事業完了後には、実績報告書類の提出が必要です。

交付申請書類の送付先

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市 商工農政課 商工観光グループ

感染症対策設備導入支援補助金 担当者 宛

注意：裏面には差出人の住所及び氏名、日中連絡の取れる連絡先を必ずご記載ください。

6 支払方法

岩倉市に対する実績報告完了後、適当と認められる場合、申請者に対して額の確定通知を送付しますので、速やかに請求書を提出してください。請求書の提出があった日から1～2週間程度で請求書に記載の指定口座に振り込みます。

7 注意事項（必ずご確認、ご理解いただいた上で申請をお願いします）

☆交付申請書の提出後、市の交付決定までに一定の事務処理期間を要しますので、余裕を持って申請をお願いします。

☆申請の内容等を変更する際には事前の計画変更申請が必要です。設備等の導入は、交付決定を受けた内容で実施していただくものですが、内容又は経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「計画変更申請書（様式第7）」を提出し、承認（変更交付決定）を受けなければなりません。

☆交付決定を受けても、令和4年2月28日（月）までに設備等の導入が完了（発注・納品・支払いまですべて完了）しない場合は、いかなる理由（当初想定した納品時期の遅れ等）があっても補助金の支払いはできません。

☆設備等の導入後は、実績報告書（様式第8）及び支出内容のわかる関係書類等を定められた期日までに商工農政課に提出しなければなりません。定められた期日までに実績報告書等の提出が商工農政課で確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても補助金の支払いができなくなりますので、必ず期日（設備等の導入後30日以内又は令和4年3月10日（木）のいずれか早い日）までに提出してください。

☆補助金の交付決定を受けても、補助事業の完了後に提出される実績報告書等で要件を満たしていると認められない場合には、補助金が減額して支払われる又は支払いができない可能性もあります。

☆補助対象設備の取付けや改修等にかかる施工業者は、市内に事業所を有する中小企業等に限ります。

☆補助事業関係書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

☆国、県、市、公益財団法人等その他の団体が助成する他制度と重複する設備等の導入経費は補助対象となりません。

☆導入した設備等は、市の承認を受けずに、処分、交換、貸付、担保に供してはいけません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められている期間を経過した場合は、この限りではありません。

8 その他

交付決定事業者が、虚偽申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還しなければなりません。

9 お問い合わせ先

岩倉市 商工農政課 商工観光グループ
電話番号 0587-38-5812（直通）
メール shokono@city.iwakura.lg.jp
対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分